

犬猫取扱業者のみなさまへ

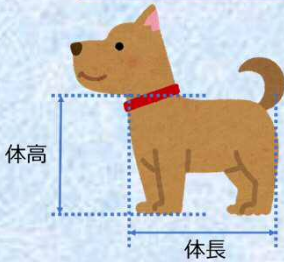
# 新たな犬猫の飼養管理基準について

(令和3年6月1日施行・一部経過措置あり)

業種問わず犬猫を取り扱う事業者全般が対象です

- ・販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあっせん業、譲受飼養業
- ・第一種動物取扱業者に限らず、譲渡団体等の第二種動物取扱業者にも準用

## 1 犬猫のケージ等の大きさについて数値基準が設けられました



○ケージの大きさは犬猫の体長と体高をもとに算定します。

体長：胸（胸骨端）から おしり（坐骨端）までの長さ（頭や尾は含まない）  
体高：地面から肩の上端（キ甲部）までの垂直距離

○基準には以下の2種類があります。

運動スペース分離型：寝床や休息場所となるケージと運動スペースを分ける。

運動スペース一体型：寝床や休息場所と運動スペースを分けずに平飼いする。

※ケージ等の床材に金網は使用できません。

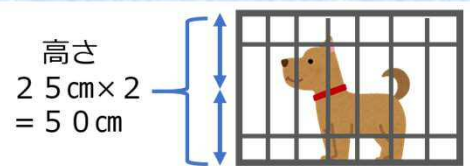
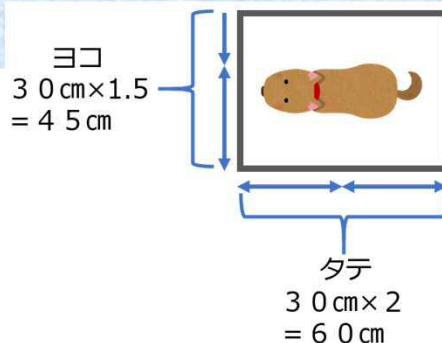
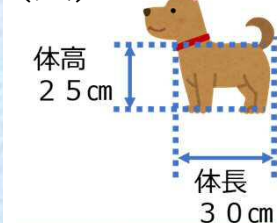
### 【分離型の基準】

分離型 ケージ	犬	タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5以上）×高さ（体高の2倍以上）
	猫	タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5以上）×高さ（体高の3倍以上） 1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

※複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さ（タテ×ヨコ）の合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

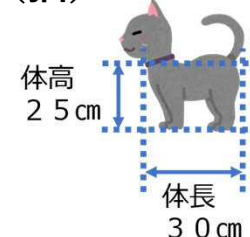
### 【分離型のイメージ】

(犬)



※分離型ケージ等とは別に一体型の基準と同等以上の面積を確保した運動用スペースが必要です。  
(次ページ参照)

(猫)



## 【一体型の基準】

一体型 ケージ 〔運動 スペース〕	犬	床面積（分離型ケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
	猫	床面積（分離型ケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上） 2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。

### ※複数飼養する場合

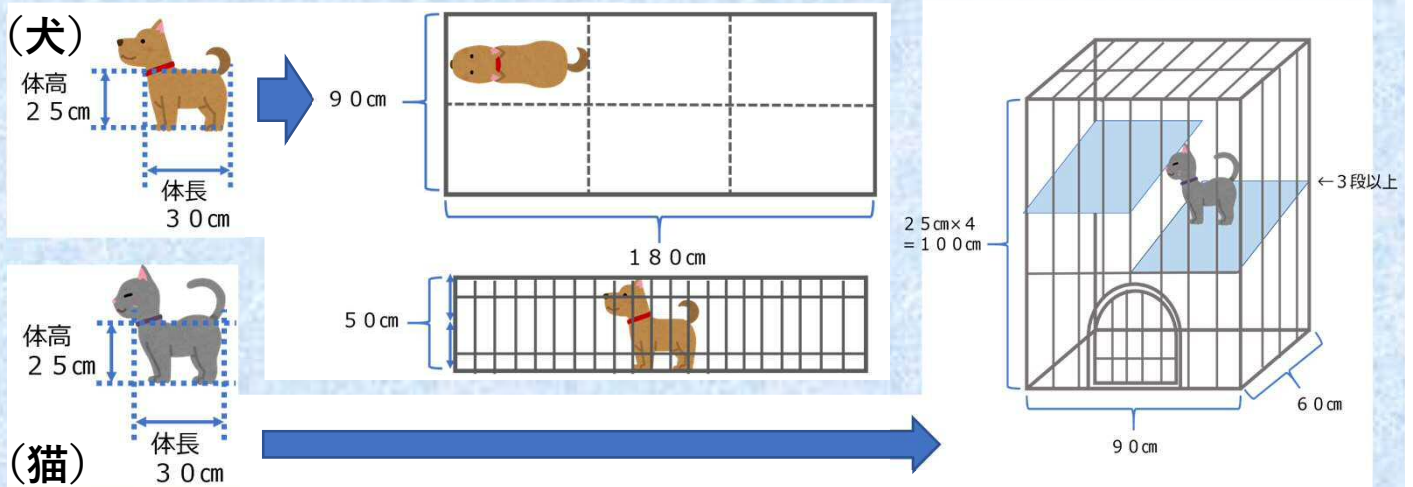
犬：床面積は「各個体に対する分離型ケージサイズの3倍以上の広さの合計面積」で、かつ、最も体長が長い犬の床面積の6倍以上であること。

高さは「最も体高が高い個体の体高の2倍以上」を確保。

猫：床面積は「各個体に対する分離型ケージサイズの広さの合計面積」で、かつ、最も体長が長い猫の床面積の2倍以上であること。

高さは「最も体高が高い個体の体高の4倍以上」を確保。

## 【一体型のイメージ】



## 2 従業者1人当たりの犬猫の飼養保管頭数に上限が設けられました

### ○犬猫の飼養保管に従事する職員の数について、1人当たり

犬：20頭が上限（うち、繁殖犬は15頭が上限）

猫：30頭が上限（うち、繁殖猫は25頭が上限）

※いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬猫は頭数に含めない。（その飼養施設にいるものに限る）

○犬及び猫の両方を飼養又は保管する場合の1人当たりの頭数の上限は別表で定められています。

## 【別表：1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限の組合せ】

犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
うち 繁殖犬	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20										
猫	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
うち 繁殖猫	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0

### 3 飼養保管環境の管理について基準が具体的に定められました

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。



### 4 動物の疾病に係る措置や健康管理等について基準が追加されました

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。



### 5 動物の展示や輸送の方法に関する基準が具体的に定められました

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。（販売、展示）
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を目視によって観察すること。（販売、貸出、譲渡）

### 6 犬猫に繁殖をさせる回数や方法等について基準が設けられました

繁殖の回数と年齢	犬	雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
	猫	雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

## 7 その他の適正な飼養管理等に関する基準が設けられました

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
  - ▶被毛に糞尿等が固着した状態
  - ▶体表が毛玉で覆われた状態
  - ▶爪が異常に伸びている状態
  - ▶健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。



### 【各基準の経過措置】

項目	経過措置
1 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 (犬猫のケージ等の大きさについての基準)	・新規事業者は、令和3年6月から適用 ・既存事業者は、令和4年6月から適用 (経過措置は1年)
2 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項 (従業者1人当たりの犬猫の飼養保管頭数についての基準)	・新規事業者は、令和3年6月から適用 ・第一種動物取扱業の既存事業者は、令和6年6月にかけて段階的に適用 (経過措置は3年) ・第二種動物取扱業の既存事業者は、令和7年6月にかけて段階的に適用 (経過措置は4年)
3 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 (飼養保管環境の管理についての基準)	令和3年6月から適用
4 動物の疾病等に係る措置に関する事項 (動物の疾病に係る措置や健康管理等についての基準)	令和3年6月から適用
5 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 (動物の展示や輸送の方法に関する基準)	令和3年6月から適用
6 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 (犬猫に繁殖をさせる回数や方法等についての基準)	・雌の出産回数と交配年齢については令和4年6月から適用 (経過措置は1年) ・その他の規定については令和3年6月から適用
7 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 (その他の適正な飼養管理に関する基準)	令和3年6月から適用

## 他 その他、令和3年6月1日から施行される動物の愛護及び管理に関する法律の改正内容について

- 幼齢の犬猫の販売等の制限が強化されます。
- 生後56日齢(8週齢)を経過しない犬猫については、原則、販売又は引き渡すことができなくなります。

### ※天然記念物指定犬の特例措置

天然記念物として指定された犬種(秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬)については、繁殖業者から一般の飼い主等に直接販売する場合に限り、49日齢を経過していれば販売、引渡しをすることができます。

さいたま市動物愛護ふれあいセンター  
TEL:048-840-4150 FAX:048-840-4159